

○箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例

平成十六年十二月二十七日

条例第四十八号

(設置)

第一条 箕面駅周辺における駐車環境の改善を図り、もって市民の利便及び公共の福祉に資するとともに、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、当該地域の活性化に資するため、箕面市立箕面駅前自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 普通車 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル及び高さ二・一メートル以下のものをいう。
- 二 普通車(中型) 道路交通法施行規則第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル若しくは高さ二・一メートルを超えるもの又は積載量二トン以上三トン未満のものをいう。
- 三 中型車 道路交通法施行規則第二条の表に規定する中型自動車をいう。
- 四 大型車 道路交通法施行規則第二条の表に規定する大型自動車をいう。
- 五 単車 道路交通法施行規則第二条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(駐車できる自動車)

第三条 箕面市立箕面駅前第一駐車場(以下「第一駐車場」という。)及び箕面市立箕面駅前第二駐車場(以下「第二駐車場」という。)に駐車できる自動車は、次のとおりとする。

- 一 第一駐車場 普通車、普通車(中型)、中型車、大型車及び単車
- 二 第二駐車場 普通車

(駐車場の特別利用)

第四条 市長は、箕面市まちづくり推進条例(平成九年箕面市条例第二十二号)第十八条の

規定に基づく駐車設備として第一駐車場の一部を特別に利用させるものとする。

(指定管理者による管理)

第五条 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により駐車場の管理を市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の供用に関すること。
- 二 駐車場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第六条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 駐車場を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。
- 二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。
- 三 駐車場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第七条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第八条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第九条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。
- 二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- 三 第五条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(供用の日時)

第十条 駐車場の供用の日は、一月一日を除く毎日とし、供用の時間は、次のとおりとする。

- 一 第一駐車場 午前七時三十分から午後十時三十分まで
- 二 第二駐車場 午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで(十二月三十一日については午前六時三十分から午後十二時まで)

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て前項の供用の日時を変更することができる。

(供用の休止)

第十一条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。

- 一 駐車場が満車であるとき。
- 二 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- 三 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 四 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- 五 災害等により次に掲げる事情があるとき。
 - イ 市が駐車場を利用する必要があるとき。

- ロ 駐車場が利用できないと市長が認めるとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障が生ずるおそれがあるとき。

(行為の禁止)

第十三条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車の駐車を妨げる行為
- 二 駐車場の施設及び駐車中の自動車を汚損し、又は損傷する行為
- 三 火気を使用する行為
- 四 飲食物その他物品を販売する行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理に支障があると認める行為

(立入りの禁止)

第十四条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)その他駐車場に用務のある者以外は、駐車場へ立ち入ってはならない。

(利用料金)

第十五条 利用者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十六条 指定管理者は、駐車場の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 駐車場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第九条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜら

れたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(善良な管理者の注意義務)

第十九条 指定管理者は、駐車場における自動車の駐車に関し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例に基づく指定管理者の候補者の選定については、最初に指定管理者を指定する場合に限り、第六条の規定にかかわらず、現に箕面市立自動車駐車場条例(昭和六十三年箕面市条例第二十五号)に基づき駐車場の管理に関する事務を受託している者を選定することができる。

4 次項の規定による改正前の箕面市立自動車駐車場条例の規定により発行された自動車定期駐車券及び自動車回数駐車券の取扱いについては、なお従前の例による。

(箕面市立自動車駐車場条例の一部改正)

5 箕面市立自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一九年条例第一三号)

この条例は、平成十九年六月二日から施行する。

附 則(平成二四年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。